

令和4年度 第1回加西市人権教育・啓発推進懇話会 議事録

日 時	令和4年5月6日(金) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	加西市役所 多目的ホール
欠席者	なし
議 題	報告事項 「加西市人権擁護に関する条例(仮称)庁内検討会の検討結果」 協議事項 「加西市人権擁護に関する条例(仮称)素案について」 (1) 条例素案の説明について (2) 条例の名称について (3) スケジュールについて (4) その他

## 1. 開 会

事務局(部長)

令和3年4月、「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例」を制定し、感染症を起因とする差別的取扱い等を未然に防止し、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するよう努めてきた。しかしながら、感染症以外にも性別、年齢、人種、居住地等を起因とする人権侵害が依然として存在するだけでなく、性的指向及び性自認、インターネットによる人権侵害等、人権課題は多様化している。このような人権課題を解決し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、加西市として新たに人権擁護に関する条例を制定することとなった。皆さまのご意見を賜りながら、本条例がより良いものとなるよう、ご協力をお願いします。

(委嘱状交付)

## 2. 委員の紹介

(各自、自己紹介)

## 3. 職員の紹介

(各自、自己紹介)

## 4. 座長選出

事務局

座長をA委員に、座長職務代理者をB委員にお願いしたいと考えているが、いかがか。

(委員の拍手で承認)

(座長 副座長あいさつ)

## 5. 懇話会の概要説明

【事務局より懇話会の概要説明と、当日配布の「追加資料」に基づき、人権条例策定の歴史、加西市における策定背景と目的、法務省の人権課題と啓発活動協調事項、条例骨子案について説明】

座長

県下及び近隣の条例策定状況を聞きたい。

事務局

県下 29 市 12 町の合計 41 市町のうち、「人権の尊重・擁護等に関する条例」は 5 団体・5 条例になる。「部落差別の解消・撤廃等に関する条例」は 4 団体・4 条例になる。合計 9 団体・9 条例の制定となる。近隣では、三木市が平成 13 年に「三木市人権尊重のまちづくり条例」、加東市が平成 30 年に「加東市部落差別の解消の推進に関する条例」、多可町が令和 2 年に「多可町部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されている。

座長

推進指針の策定、検証体制ができていっている中、何ら大きな差がないと思われるが、あえてこの時期に条例制定して、全国的に 2 割策定されている中に入ろうとしているのか。

事務局

条例制定するのであれば、本来は令和 3 年度に策定した加西市人権教育及び啓発に関する指針策定時にすべきであったが、男女共同参画関係の条例制定のこともあり、同時提案では認知度・関心度が薄れるので、別機会とした。また、人権条例制定で、市の要綱で定めた懇話会から、地方自治法に基づく諮問機関となることで審議会の位置づけが強くなるとともに、市の執行体制も強化されることから条例制定を目指すことになった。

## 6. 報告事項「加西市人権擁護に関する条例(仮称)庁内検討会の検討結果」

【事務局より資料 3「加西市人権擁護に関する条例(仮称)策定について」に基づき、前年度に開催した庁内検討会の検討結果について報告】

## 7. 協議事項「加西市人権擁護に関する条例(仮称)素案について」

### (1) 条例素案の説明について

【事務局より資料 3「加西市人権擁護に関する条例(仮称)策定について」に基づき、条例素案の概要と各条項等について説明】

座長

各委員から、条例だけでなく、各団体が思われていることや要望等をお話しいただきたい。

座長

条例の中身はこれで問題ない。しかし、条例をつくることを目的にしてはいけない。区長会としては、役員のなり手不足、無関心がある。自治会の存続も懸念される。非常に残念であるが、自治会に加入しない方も見受けられて危機的状況である。このような状況から、人権の基本である相手の立場になって考えることができなくなってくるのではないか。そのためにも条例を作って、人権施策を強力に進めていく必要を感じる。今後の人権を尊重するまちづくりをするためにも、人的支援、団体支援を望む。

C委員

自分が住んでいる町も今年、副区長のなり手がなかった。女性は初参会にも参加していないので、自治会の事情は詳しくわからないが、女性でも会計の役くらいはできるのではないか。これは女性の人権課題ではないかなと思っている。

D委員

児童民生委員は12月末で新しい委員に入れ替わるので、区長もご苦労があると思う。民生委員は75歳までを目標に選ぶが、どうしても75歳以上の方をお願いする場面も出てくる。元民生委員が残れる場合、区長と一緒にお願いする場を設けてほしい。民生委員と区長が話す機会が少ないと思う。

E委員

昔は人権といえば、みんな仲良くするというものであったが、現在は人権テーマが増えて難しくなった。条例の理想を、具体的に実現していくにはどうすれば良いか。

F委員

人権擁護委員として人権相談を行っているが、加西市では人権相談の案件がない。相談が無いことが良いのか、人権相談を行っていることを知らないのか。わざわざ相談することと思われるのか。加西市民は人権に対して無関心ではないのか。これまでの人権擁護委員の活動はコロナ禍で思うように出来ていないが、啓発活動はしっかりと行っていかないといけない。

G委員

人権啓発員として人権のことは勉強しているが、条例を作ってでも人権について考えていけないといけない。人権の啓発は進めていくべきであるが、まちかどフォーラムに来てもらうことは難しい。自分も勉強しながら頑張っていきたい。

## H委員

人権は、形が無いもので、数値で測れないものである。条例案には当たり前のことを書いてあるが、当たり前のことができていないことから条例が必要なのでは。商工会議所の立場としては、事業所の中では外国人の問題がある。実習生（中国、ベトナム等からの）の言葉の壁があり、意思疎通が難しいことがあるが、ねひめカレッジと協力しながら対応していきたい。

## I委員

教育委員会から来ているので、学校教育から生涯学習まで、それは生まれてから亡くなるまでを所管している。人権というものは、どの世代にも課題がある。LGBTQという多様な性、そういう考え方が生まれてくれば、そこに差別が生まれる。コロナウイルスというものが出れば、その感染者や関係者に対する差別が生まれる。外国人労働者が増えれば、外国人差別が生まれる。結局、ネット社会も同様であるが、新たな要素、考え方が生まれると、何かしら差別的なものが生まれる。これに対応するには、啓発が大事である。条例を作ることで、市役所自体のハードルが上がるが、今後も新たな要素が発生することが考えられるので、条例制定後も啓発活動の取り組みをしていただきたい。

## J委員

身体障害者協会から初めて参加した。障害者手帳を持っていても、協会の会費を集めにいった時に、障がいを隠される。年々、高齢化しており、会員数が減っている。また、協会の役員をする人が減ってきており、この協会がいつまで存続するか心配である。

## K委員

人権啓発員をしているが、市民に人権を伝えることは難しい。ある程度、相手に対する思いやりがあれば発生しないが、無意識のうちに差別したり、自分を正当化したりする。相手の事を傷つけていることが判らないこともある。人権啓発として、まちかどフォーラムを行っているが、地域に密着した活動は大事である。参加した住民は、何か1つでも感じて帰っていただいている。しかし、人権という言葉だけで、アレルギーを感じている方もおられるので難しいところもある。

## L委員

条例ができることは良いことである。1つ思うことは、今の日本はモノも豊かにあり、平和な世の中と思う。しかし、ウクライナでは戦争という争いがあり、大変な状況にある。先ほどの委員の話で、加西市では人権相談がないという話があったが、言い換えれば助け合いがあり、正しい認識を持っている平和な社会といえる。大きな人権問題となる要因は2つある。1つ目は、戦争、争いがないこと。2つ目は、経済格差がないこと。格差があることで、食べるもの、金銭的なものから発生する関わりによって、差別が生まれるのではないかと。市民が平和で暮らせる世の中というものをベースに条例を作っていないと、将来的に条例を読み返す事態になった

とすれば、とんでもない世の中になっていると思われる。これからも苦しい生活は続くことが考えられるので、経済的にも戦争がない平和な日本、加西市が継続するような仕組みを作ってほしい。

#### M委員

人権教育協議会の会長をしている。そういう意味で、条例ができることは有難い。条例案を見ると出来上がっている。問題は条例を具体化すること、生活の中でどのように活かされるかということが大事である。人権課題は多様化している。今年のまちかどフォーラムは、ヤングケアラーをメインに啓発を行う。文科省や厚労省の調査では、中学・高校生の20人に1人が該当する。この課題についても、今後、どのように詰めて考えていくのが大事である。また、東播磨地区人権教育研究協議会の資料によれば、コロナ禍でも加西市では住民学習の場であるまちかどフォーラムを実施していたが、他市町はほとんど実施できていない。このように実施されてきたことは、素晴らしい市であり有難い。

#### N委員

皆さん、お互いさまの精神で暮らしている。私の組織では特に今から助けてもらうばかりである。条例案を読んで困ったのが、第2条の定義にあるソーシャル・インクルージョンである。その言葉の意味が判らないので、説明をお願いしたい。

#### 事務局

ソーシャル・インクルージョンという言葉は、人権の世界で主流となっている言葉である。一般的には判りやすい言葉と言われている。事務局としても、条例にこの用語を入れたいという思いがあり、入れさせていただいた。そして、この用語を判りやすく説明するために、第2条の定義の中で説明させていただいた。

### (2) 条例の名称について

**【事務局より資料3「加西市人権擁護に関する条例（仮称）策定について」に基づき、条例名称の説明】**

**【座長より当日配布した「加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例」に基づき、条例文体の説明及び情報提供】**

#### 座長

各委員は、事務局からの説明と「加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例」を参考に、次回の懇話会までに条例名称と条例の文体（「言い切り形」と「ですます調」）について検討いただきたい。最終的な決定は、事務局にお任せしたい。

### (3) スケジュールについて

【事務局より資料4スケジュール表に基づき、今後のスケジュールの説明】

### (4) その他

(特になし)

座長職務代理者

人権というものは、1人1人が意見を言って、穴を埋めていく作業である。私の方からは大きく3点とプラス1点（文言修正）の併せて4点を申し上げたい。

1つ目は一番重要であるが、資料3の4ページの前文の解説の中の「条例においては、自分が守られる権利だけでなく、相手の人権を守る義務も同様に重要であることから、この2つを合わせたものを「人権」と規定しています。」とあるが、そこに若干の問題がある。それは、人権というものに義務は発生しないということ。義務があるのは行政（国と地方公共団体）である。条例案の第5条（市の責務）についても、「第3条に規定する基本理念にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。」とあり、これが大事である。つまり、市はこの条例が出来ることで、市民の人権を保障しなければならない。なので、人権条例を作ることは意義があることで、大変重い、重石となる法となる。

2つ目として、条例案の第2条（定義）の定義付けである。国の法律である「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条の定義では、法律名称にある人権教育と人権啓発について定義している。本条例案については、市民、事業者、ソーシャル・インクルージョンの3点を定義付けしているが、市民、事業者の定義付けの必要性と、他にも定義付けが必要なものがあるか事務局で検討していただきたい。

3つ目として、第8条（推進指針の策定等）第3項から第6項までと、第10条（審議会の設置等）第2項から第4項までについて、随分、細かな規定となっている。推進指針に該当箇所については、可能であれば推進指針の中で記載しても良いのではないかと。また、審議会の該当箇所については、別途、設置要綱等で規定してはどうかと思う。しかし、この条例の中で規定することも間違いではない。別途要綱等を作る予定がないという理由等で、今のまま条例内で規定することも十分説明がつくことである。加西市の状況に応じて、この点については検討いただきたい。

4つ目は文言の修正になる。条例案の前文3行目の「社会的地位や生まれ」を「社会的身分や出身」とする。次に、第1条（目的）の「市民及び事業者の役割」を「市民及び事業者の責務」にしてはどうか。関連して、第6条（市民の役割）と第7条（事業者の役割）の見出しの言葉を責務に言い換えることもどうか。次に、第4条（不当な差別及び暴力の禁止）にある「皮膚の色」は、人種に含まれるので削除しても良い。次に、第9条（人権施策の推進）の第3号「人権侵害による被害に係る相談に対する支援に係る施策」を「人権侵害被害への相談に対する施策」

とする。最後に、第10条（審議会の設置等）第1項内の「調査審議させるため」を「調査審議するため」とする。

## 8. 閉会